

令和6年度第1回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会会議次第

日時 令和6年5月16日（木）

午後1時から

場所 市役所北庁舎3階災害対策室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

- （1）袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について
- （2）袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・国民健康保険税の税率の改定について
 - ・国民健康保険税の軽減判定所得基準額及び課税限度額の引上げについて
- （3）その他

4 その他

5 閉 会

※開会前に辞令交付式を行う。

国民健康保険の財政運営の仕組み

国民健康保険制度改革の状況

国保が抱える構造的課題

- 1 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- 2 所得水準が低い
- 3 保険料負担が重い
- 4 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- 5 市町村間の格差

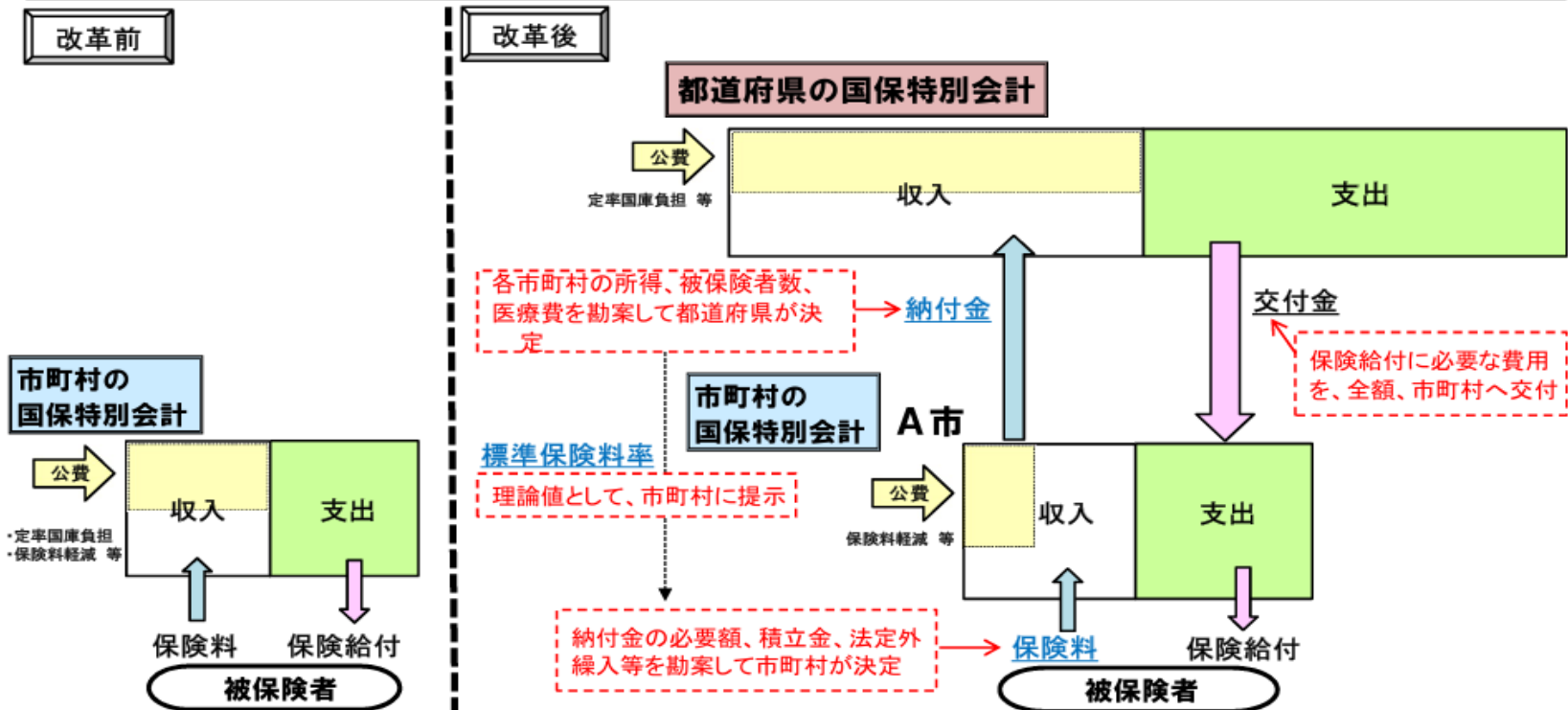


国保改革(平成30年度～)

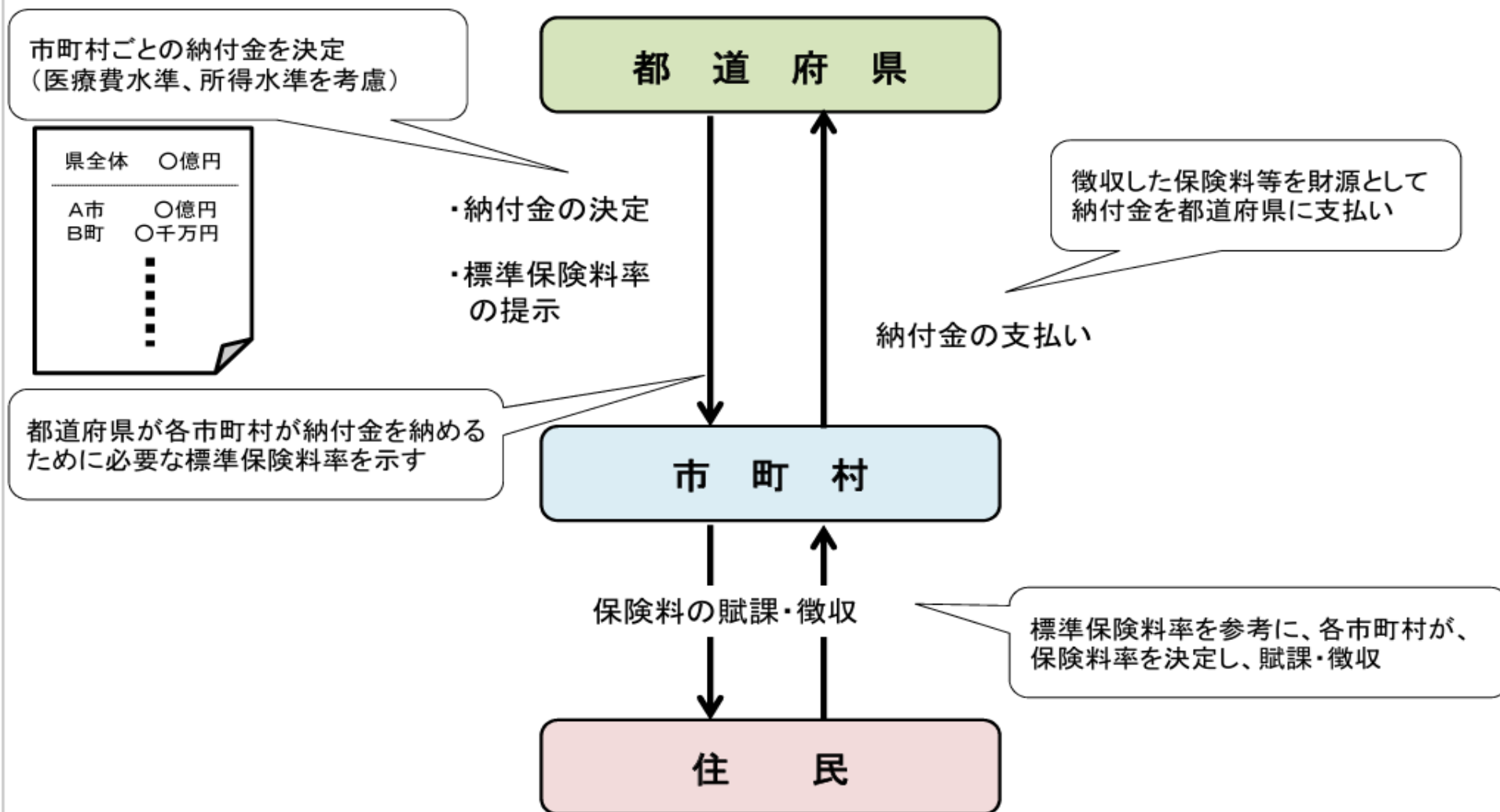
- ① 財政運営の都道府県単位化・都道府県と市町村の役割分担
 - ・ 都道府県が**財政運営**の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担う
 - ・ 市町村は、資格管理、保険給付、**保険税率の決定、賦課・徴収**、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引続き担う
 - ・ 都道府県が統一的な方針として国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化及び広域化を推進
- ② 財政支援の拡充
 - ・ **財政支援の拡充**により、財政基盤を強化（毎年3,400億円）
低所得者対策の強化、保険者努力支援制度 等

改革後の国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



国保保険料の賦課、徴収の仕組み（イメージ）



国保制度改革の概要(都道府県と市町村の役割分担)

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ <u>都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</u>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<u>財政運営の責任主体</u> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営	・ <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(<u>被保険者証等の発行</u>)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	・ <u>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</u> ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・ <u>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</u> ・ 市町村が行った保険給付の点検	・ 保険給付の決定 ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・ <u>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</u> (データヘルス事業等)

I 令和6年度における国民健康保険税の税率の改定について

1 税率改定に至る経緯

令和6年3月に策定した、第4期袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針（以下「運営方針」という。）において、「保険税改定の時期については、収支が赤字と見込まれる年度の翌年度とし、原則2年周期とする。」としています。

本市の国民健康保険財政の現状をみると、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大により被保険者数が減少し、その影響で保険税収入は大きく減少しています。

一方、医療技術の高度化等により一人当たりの医療費は増えており、国民健康保険事業費納付金（※1）（以下「事業費納付金」という。）算定の基礎となる、県全体の保険給付費（被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に係る費用）の減少率は、被保険者数の減少率に対して緩やかな状況です。

また、本市では保険税率を他市と比べて低く設定していたこともあり、財政調整基金にも余裕がない状況となっています。

こうしたことから、本市の国保財政は年々厳しさを増しており、令和5年度の財政収支（※2）は、3億2千万円の赤字を見込んでいます。

そのため、運営方針に基づき今年度に税率改定を実施しようとするものです。

（※1）国民健康保険事業費納付金：県全体の保険給付費及びその他国保事業に要する費用に充てるため、県が、県内市町村から徴収する（市町村が納付する）ものです。その額は、毎年度県によって算定され、県内の保険料（税）収納必要額（県全体の医療給付費から公費等による収入額を差し引いた額）を推計した後、市町村ごとの医療費水準や所得水準等で按分して決定されます。

（※2）財政収支：収入（歳入合計から、繰越金、法定外繰入金、基金繰入金を控除した金額）から支出（歳出合計から基金積立金を控除した金額）を差し引いた金額です。

〈保険税収納額の推移〉

国保被保険者の減少や低所得者世帯が多いという国民健康保険が抱える構造的な理由から保険税収納額の減少が続いています。令和4年度に保険税率の改定を行っていますが、社会保険の適用拡大等の影響により、想定以上に被保険者が減少しており、令和5年度の収納額は、保険税率改定前よりも減少する見込みです。

【表1】国民健康保険税の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
決算額	(千円)	1,251,754	1,221,567	1,259,663	1,129,451
	現年度分 (千円)	1,152,743	1,152,582	1,195,403	1,089,385
	滞繰分 (千円)	98,580	68,685	64,005	40,066
平均被保険者数 (人)		13,554	13,320	12,805	12,035

〈財政収支の推移〉

税率改定の時期の目安としている財政収支を確認したところ表2のとおりです。

財政収支は赤字が続いており、令和4年度に保険税率の改定を行っていますが、赤字幅の解消率は低く、令和5年度末においても、約3億1千200万円の赤字を見込んでいます。

【表2】令和2年度から令和5年度の収支状況 (千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
歳入歳出収支	△121,583	△162,421	△140,244	△312,277

2 税率改定の基本的な考え方について

- (1) 保険給付に係る費用や国民健康保険事業費納付金の今後の推移を見極めるとともに、令和12年度以降に予定されている、県内の全ての市町村での保険料水準の統一に向けて、毎年度、県から示される標準保険料率(※3)を考慮します。
- (2) 運営方針においては、税率改定時期を原則2年毎としていることから、令和6年度と7年度の2か年の収支バランスを考慮します。
- (3) 令和6年3月に策定された第2期千葉県国民健康保険運営方針（以下「県運営方針」という。）において、市町村が行う法定外繰入のうち、決算補填目的の繰入金については、解消・削減すべきと定められていることから、引き続き行わないこととします。

(※3) 標準保険料率：①各市町村のあるべき保険料率の見える化をはかる、②各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示すという2つの役割を担います。

各市町村は、市町村標準保険料率を参考に料（税）率を決定し、賦課・徴収を行い、徴収した保険料（税）等を財源として納付金を県に支払います。

3 給付費等の推計及び収支見込等

歳出の太宗を占める保険給付費（約69％）の推計及び事業費納付金（約28％）の見込み並びに異なる税率により算定した収支見込等については次のとおりです。

（１）保険給付に係る費用の推計

国保被保険者数は減少傾向ですが、一人当たりの保険給付費は伸びていることから、県の一人当たりの医療費の見通しに準じ、本市の国保被保険者数の推計を基に試算しました。

【表 3】 保険給付費推計

（千円）

	令和6年度 (当初)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保険給付費見込額	4,189,023	4,108,813	4,041,593	4,000,811	3,983,951	3,990,124
前年比	金額	△ 22,454	△ 80,210	△ 67,220	△ 40,782	△ 16,860
	割合 (%)	△ 0.53	△ 1.95	△ 1.66	△ 1.02	△ 0.42
一人当たり保険給付	361	362	364	368	375	384
平均被保険者数（見込）	11,614	11,358	11,107	10,862	10,622	10,388

※保険給付費：療養給付費・療養費・高額療養費・高額介護合算療養費等・審査支払手数料・移送費

（２）事業費納付金の見込み

令和6年度の納付金の額は、約16億6千600万円であり、前年比約7千400万円の減ですが、これは、国保被保険者の減少に加え、県が算定基礎額を算出する際に、令和4年度の決算剰余金15億円を活用したためです。

令和7年度以降については、県の総医療費や公費負担金額に左右されるため、県運営方針においても推計はされていません。

そのため、令和7年度以降は、決算剰余金の投入は無いものとして増加を見込んでいます。

また、（１）保険給付費の推計において、一人当たりの保険給付費（医療費）は増加を見込んでいることから、一人当たり納付金についても上昇すると推計します。

【表 4】 国民健康保険事業費納付金の見込

（千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
納付金見込額	1,666,899	1,690,861	1,694,835	1,698,892	1,702,889	1,707,014
前年比	金額	△74,369	23,962	3,974	4,057	3,997
	割合 (%)	△4.27	1.44	0.24	0.24	0.24
一人当たり納付金	144	149	153	156	160	164

(3) 収支見込等

① 現行税率の場合

改定を行わず現行税率とした場合、令和7年度末には、収支の赤字補填で政調整基金を使い切り、約2億5千万円の資金不足となります。

ア 税率

所得割（％）			均等割（円）			平等割（円）
医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	医療分のみ
6.9	1.95	1.6	18,000	10,500	12,500	22,000

イ 税収納見込額

調定額（円） a	収納額（円） a × 95％
1,117,503,700	1,061,628,515

ウ 世帯の状況に応じた年税額モデル

世帯の状況	夫 50歳 給与 4 妻 45歳 専業主婦 子 2人	夫 50歳 給与 2 妻 45歳 専業主婦 子 2人	夫 70歳 年金 2 妻 68歳 所得なし
年税額（円）	404,300	173,400	81,000

エ 収支見込（令和6年度当初予算ベース）

区分		令和6年度	令和7年度
歳入	1 国民健康保険税（滞繰分を含む）	1,165,956	1,101,283
	2 使用料及び手数料	1	0
	3 国庫支出金	1	0
	4 県支出金	4,288,730	4,202,847
	5 財産収入	1	0
	6 繰入金	439,058	433,668
	7 繰越金	10,000	0
	8 諸収入	29,593	28,395
	歳入合計	5,933,340	5,766,193
歳出	1 総務費	132,097	132,097
	2 保険給付費	4,212,531	4,132,321
	法定給付分	4,189,023	4,108,813
	葬祭費等	23,508	23,508
	3 国民健康保険事業費納付金	1,666,899	1,690,861
	4 共同事業拠出金	0	0
	5 財政安定化基金拠出金	1	0
	6 保健事業費	83,354	66,833
	7 基金積立金	1,001	0
	8 公債費	1	0
	9 諸支出金	6,116	6,116
	10 予備費	0	0
	歳出合計	6,102,000	6,028,228
歳入歳出差引		△ 168,660	△ 262,035

※歳出から予備費を除く

オ 財政調整基金の状況

前年度繰越金	178,956	11,297
当年度積立金	1,001	0
当年度取崩	168,660	262,035
翌年度繰越額	11,297	△ 250,738

② 標準保険料率を採用した場合

県が示す標準保険料率を採用して改定した場合、収支が均衡することから財政調整基金の取り崩し額は減少し、令和7年度末での基金残高は、約1億4千800万円となります。

ア 税率

改定率 (%)	所得割 (%)			均等割 (円)			平等割 (円)
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	医療分のみ
19.9	7.9	2.93	2.4	20,000	14,000	16,000	24,000
現行との比較	1.0	0.98	0.80	2,000	3,500	3,500	2,000

イ 税収納見込額

	調定額 (円) a	収納額 (円) a×95%
	1,339,856,300	1,272,863,485
現行との比較	222,352,600	211,234,970

ウ 世帯の状況に応じた年税額モデル

世帯の 状況	夫 50歳 給与400万円 妻 45歳 専業主婦 子 2人	夫 50歳 給与200万円 妻 45歳 専業主婦 子 2人	夫 70歳 年金200万円 妻 68歳 所得なし
年税額 (円)	500,100	213,600	96,800
現行との比較	95,800	40,200	15,800

エ 収支見込

区 分		令和6年度	令和7年度
歳入	1 国民健康保険税（滞繰分を含む）	1,310,003	1,237,341
	2 使用料及び手数料	1	0
	3 国庫支出金	1	0
	4 県支出金	4,288,730	4,202,847
	5 財産収入	1	0
	6 繰入金	513,564	486,767
	7 繰越金	1,295	41,188
	8 諸収入	29,593	28,395
	歳入合計	6,143,188	5,996,538
歳出	1 総務費	132,097	132,097
	2 保険給付費	4,212,531	4,132,321
	法定給付分	4,189,023	4,108,813
	葬祭費等	23,508	23,508
	3 国民健康保険事業費納付金	1,666,899	1,690,861
	4 共同事業拠出金	0	0
	5 財政安定化基金拠出金	1	0
	6 保健事業費	83,354	66,833
	7 基金積立金	1,001	0
	8 公債費	1	0
	9 諸支出金	6,116	6,116
	10 予備費	0	0
	歳出合計	6,102,000	6,028,228
歳入歳出差引		41,188	△ 31,690

オ 財政調整基金の状況

前年度繰越金	178,956	179,957
当年度積立金	1,001	0
当年度取崩	0	31,690
翌年度繰越額	179,957	148,267

③ 財政調整基金を最大限活用した場合

財政調整基金を最大限活用した場合、標準保険料率を適用した場合に比べて、税負担の上昇を抑制することができますが、令和7年度末における基金残高は減少し、約5千700万円となります。

ア 税率

改定率 (%)	所得割 (%)			均等割 (円)			平等割 (円)
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	医療分のみ
15.46	7.5	2.6	2.4	20,000	14,000	16,000	24,000
現在との差異	0.6	0.65	0.8	2,000	3,500	3,500	2,000

イ 税収納見込額

	調定額 (円) a	収納額 (円) a×95%
	1,290,242,400	1,225,730,280
現在との差異	172,738,700	164,101,765

ウ 世帯状況に応じた年税額モデル

世帯の 状況	夫 50歳 給与400万円 妻 45歳 専業主婦 子 2人	夫 50歳 給与200万円 妻 45歳 専業主婦 子 2人	夫 70歳 年金200万円 妻 68歳 所得なし
年税額 (円)	485,400	208,000	93,900
現在との差異	81,100	34,600	12,900

エ 収支見込

区 分		令和6年度	令和7年度
歳入	1 国民健康保険税（滞繰分を含む）	1,262,870	1,192,822
	2 使用料及び手数料	1	0
	3 国庫支出金	1	0
	4 県支出金	4,288,730	4,202,847
	5 財産収入	1	0
	6 繰入金	513,577	486,780
	7 繰越金	1,295	0
	8 諸収入	29,593	28,395
	歳入合計	6,096,068	5,910,844
歳出	1 総務費	132,097	132,097
	2 保険給付費	4,212,531	4,132,321
	法定給付分	4,189,023	4,108,813
	葬祭費等	23,508	23,508
	3 国民健康保険事業費納付金	1,666,899	1,690,861
	4 共同事業拠出金	0	0
	5 財政安定化基金拠出金	1	0
	6 保健事業費	83,354	66,833
	7 基金積立金	1,001	0
	8 公債費	1	0
	9 諸支出金	6,116	6,116
	10 予備費	0	0
	歳出合計	6,102,000	6,028,228
歳入歳出差引		△ 5,932	△ 117,384

オ 財政調整基金の状況

前年度繰越金	178,956	174,025
当年度積立金	1,001	0
当年度取崩	5,932	117,384
翌年度繰越額	174,025	56,641

(4) 改定案

令和6年度における保険税の税率改定としては、県から示される標準保険料率を考慮して改定率を検討しましたが、改定幅が大きくなることから、物価上昇等の社会経済情勢を勘案して改定幅を抑制することとします。

加えて、被保険者の減少等に伴う保険税の急激な減少等にも対応できるよう、一定の基金を保有する必要があることから、上記(3)「③財政調整基金を最大限活用した場合」を改定案とします。

なお、社会保険の適用拡大や子ども子育て支援金制度の導入等、医療保険を取り巻く環境は大きく変化しており、その影響がどのくらいになるかは不明確です。

そのため、国・県の動向を引き続き注視し、本市の国保の財政運営に支障をきたすことのないよう、税率改定をはじめとする対策の検討を随時行ってまいります。

Ⅱ 国民健康保険税の軽減判定所得基準額及び課税限度額の引上げ

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得基準額及び課税限度額が上げられたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

1 軽減判定所得基準額の引上げ

(1) 均等割額及び世帯別平等割額を軽減する判定所得基準額の改正案は、次のとおりです。

軽減割合	現 行	改正後
7割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	同 左
5割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)＋ <u>29万円</u> ×被保険者数以下の世帯	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)＋ <u>29.5万円</u> ×被保険者数以下の世帯
2割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)＋ <u>53.5万円</u> ×被保険者数以下の世帯	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)＋ <u>54.5万円</u> ×被保険者数以下の世帯

※1 軽減割合は、応益分(均等割額、平等割額)の軽減割合

※2 被保険者数及び給与所得者等の数には、特定同一世帯所属者(同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した被保険者)を含む

※3 給与所得者等とは、一定額(55万円)を超える給与収入を有する者又は一定額(65歳未満は60万円、65歳以上は110万円)を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者

(2) 改定に伴う影響

軽減世帯(2割及び5割)は38世帯、軽減税額は約109万円増加(課税額は減少)します。

	軽減世帯数			軽減税額(円)		
	改正前	改正後	増 減	改正前	改正後	増 減
7割軽減	2,163	2,163	0	114,640,550	114,640,550	0
5割軽減	904	922	18	39,405,125	40,116,375	711,250
2割軽減	934	954	20	16,324,600	16,707,300	382,700
合 計	4,001	4,039	38	170,370,275	171,464,225	1,093,950

(令和6年3月末)

改正前	7割軽減 11,464万円 (2,163世帯)	5割軽減 3,941万円 (904世帯)	2割軽減 1,632万円 (934世帯)	軽減なし (3,890世帯)
改正後	7割軽減 11,464万円 (2,163世帯)	5割軽減 4,012万円 (922世帯)	2割軽減 1,670万円 (954世帯)	軽減なし (3,852世帯)

※イメージ図

5割軽減は71万円(18世帯)の増

2割軽減は38万円(20世帯)の増

○ 軽減判定所得基準額の引き上げに伴う財源について

国民健康保険は、構造的に低所得者の加入割合が高いため、その他の被保険者の保険税負担が相対的に重くなる傾向があります。そのため、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補てんする制度（保険基盤安定制度）が平成2年より導入されています。

この制度により、今回の保険税軽減判定所得基準額の引き上げに伴い、見込まれる保険税の減収分は、国が2分の1、県が4分の1に相当する金額を負担し、市が4分の1に相当する金額を一般会計から繰り出します。

2 課税限度額の引上げ

（1）後期高齢者支援金分の課税限度額についての改定案は、次のとおりです。

	現 行	改正後
医療保険分	650,000円	同 左
後期高齢者支援金分	<u>220,000円</u>	<u>240,000円</u>
介護保険分	170,000円	同 左

（2）改定に伴う影響

課税限度超過世帯は4世帯、超過額は約108万円額減少（課税額は増加）します。

	賦課限度額超過世帯数			賦課限度額超過額(円)		
	改正前	改正後	増 減	改正前	改正後	増 減
医療保険分	70	70	0	57,327,188	57,327,188	0
後期高齢者 支援金分	49	45	△ 4	14,084,771	13,001,934	△ 1,082,837
介護保険分	25	25	0	4,798,241	4,798,241	0
合 計				76,210,200	75,127,363	△ 1,082,837

（令和6年3月末）

改正前	限度超過額 7,621万円	課税額 111,738万円
改正後	限度超過額 7,513万円	課税額 111,846万円

※イメージ図

賦課限度超過額が減少
（課税額は増加）
約108万円（4世帯減）

袖 保 第 5 7 8 号
令和 6 年 5 月 1 6 日

袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会長 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(諮問)

下記のことについて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条
第2項の規定により諮問します。

記

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

袖 国 運 第 1 号

令和 6 年 5 月 2 0 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩 様

袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会

会 長 安 枝 玲 司

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（答申）

令和 6 年 5 月 1 6 日付け袖保第 5 7 8 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申いたします。

記

- | | | |
|---|------|--------------------------------|
| 1 | 会議日時 | 令和 6 年 5 月 1 6 日（火）午後 1 時から |
| 2 | 出席委員 | 1 2 人（定数 1 3 人） |
| 3 | 会議場所 | 袖ヶ浦市役所北庁舎 3 階災害対策室 |
| 4 | 諮問事項 | 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 5 | 答申内容 | 原案のとおり承認する |